

通 知 第 号
令和 年 月 日

本店又は主たる事務所
商号又は名称
代表者の資格
殿

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇市〇町一丁目〇番〇号
〇〇（地方）法務局（法人）登記部門
〇〇支局
〇〇出張所

通 知 書

貴社（貴法人）は、令和〇年〇月〇日現在において、最後の登記をした後 1 2 年又は 5 年を経過していますが、同日、会社法第 4 7 2 条又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 1 4 9 条若しくは第 2 0 3 条の規定に基づく法務大臣の公告（下記の要旨参照）がされたので、通知します。
なお、まだ事業を廃止していない旨の届出は、この書面（下段）を用いてすることができます。

記

公告の要旨
最後の登記後 1 2 年を経過している株式会社及び最後の登記後 5 年を経過している一般社団法人又は一般財団法人は、まだ事業を廃止していないときは、本店又は主たる事務所を管轄する登記所に、その旨の届出をされたい。
この公告の日から 2 か月以内にその届出がなく、登記もされないときは、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。
令和〇年〇月〇日

届 出 書

（切り離さないでください。）

当社（当法人）は、まだ事業を廃止していません。
令和 年 月 日

本店又は主たる事務所(※)	
商号又は名称(※)	
代表者の資格(※)	
代表者の住所(※)	
代表者の氏名(※)	
代理人の住所(代理人が届け出る場合)	
代理人の氏名(代理人が届け出る場合)	
連絡先電話番号(※)	
(且中に連絡が可能な電話番号)	

※の欄は必ず記載してください。

〇〇（地方）法務局（法人）登記部門
〇〇支局 御中
〇〇出張所

- （注）1 届出書に記載する事項が、登記簿に記録されている事項と符合していないときは、適式な届出として取り扱われません。
- 2 届出書は令和〇年〇月〇日までに当庁に到着するように郵送又は持参してください。代理人により届け出る場合には、委任状を添付してください。
- 3 届出は、書面でしなければなりません。
- 4 昨年度に同様の届出をした場合であっても、必要な登記申請又は再度の届出をしない限り、解散したものとみなされ、登記官が職権で解散の登記をすることとなりますので御注意ください。
- 5 届出又は登記がされた場合には、登記官は裁判所に対して過料事件の通知を行いますので、裁判所で過料に処せられる可能性があります（会社法第915条、第976条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第303条、第342条）。

通知第 号